

6 東彼杵町水道事業管理規程第 1 号

東彼杵町上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

東彼杵町上下水道事業会計規程（平成29年水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(領収書の交付)</p> <p>第21条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定により上下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第21条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2 _____ _____の規定により上下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。